

れいわ ねんど
令和5年度

そうかい
PTA総会



いずみさのしりつきたなかしょうがっこう
泉佐野市立北中小学校PTA



そうかいしだい
P T A 総会次第

1. 開会かいかいの辞じ
2. 会長かいちょう挨拶あいさつ
3. 議長ぎちょう選出せんしゅつ
4. 議ぎ事じ
 - イ、令和4年度事業報告れいわ ねんどじぎょうほうこく
 - ロ、令和4年度会計決算報告れいわ ねんどかいけいけっさんほうこく
 - ハ、会計監査報告並びに承認の件かいけいかんさほうこくなら しょうにん けん
 - ニ、新役員選考経過報告しんやくいんせんこうけいかほうこく
 - ホ、その他た
5. 役員辞任やくいんじにんの挨拶あいさつ
6. 感謝状かんしゃじょうの贈呈ぞうてい

そうかいしだい
P T A 総会次第

7. 新役員挨拶しんやくいんあいさつ
8. 議長ぎちょう選出せんしゅつ
9. 議ぎ事じ
 - イ、令和5年度行事案の件れいわ ねんどぎょうじあん
 - ロ、令和5年度会計予算案並びに承認の件れいわ ねんどかいけいよさんあんなら しょうにん けん
 - ハ、その他た
10. 閉会へいかいの辞じ
11. 学校長がっこうちょうあいさつと教職員紹介きょうしよくいんしょうかい

月・日	会議及び行事	内 容
4月6日	入学式	・入字式出席
4月8日～14日	安全パトロール	・交通立ち番（登校の見守り）
4月15日	実行委員会	・役員 ^の 選出・引継ぎ 総会 ^{について} 他
4月27日	授業参観	・授業参観
	学級委員会	・PTA役員・学年代表選出
	PTA総会 (紙面開催)	・令和3年度事業報告及び会計決算報告 ・令和4年度役員選出 ・令和4年度事業計画案及び会計予算案承認
5月9日	第1回実行委員会	・PTA組織編成及び年間行事 ^{について} 他
6月5日	運動会	・運動会 ^の 準備、運営、手伝い 等
6月14日	学校給食試食会	中止
7月4日	第2回実行委員会	・専門部報告・運動会 ^の 反省 ^{について}
8月	PTA作業	中止
8月25日～31日	安全パトロール	・交通立ち番（登校の見守り）
9月5日	第3回実行委員会	・専門部報告・PTA講演会 ^{について} 他
11月7日	第4回実行委員会	・専門部報告・市P連アンケート ^{について}
11月20日	授業参観	・授業参観（日曜参観）
		・PTA講演会
1月16日	第5回実行委員会	・専門部報告・次期役員選出 ^{について} 他
2月12日	泉州国際マラソン	・泉州国際マラソン ^に 協力
2月25日	授業参観	・授業参観
3月6日	第6回実行委員会	・創立150周年記念事業実行委員会 他
3月17日	専門部活動	・第58号PTA新聞「赤い屋根」発行
3月17日	卒業式	・卒業式出席
3月25日	専門部活動	・標準服等リサイクル活動
4月6日	入学式	・入字式出席（今年度は来賓辞退）
4月10日～14日	安全パトロール	・交通立ち番（登校の見守り）
4月19日	実行委員会	・役員 ^の 選出・引継ぎ 総会 ^{について} 他

《収入の部》

費目	よざんがく えん 予算額 (円)	けつざんがく えん 決算額 (円)	さがく えん 差額 (円)	びこう 備考
ぜんねんどくりこしきん 前年度繰越金	586,097	586,097	0	
かいひ 会費	844,800	853,800	9,000	
ざっしゅうにゆう 雑収入	0	0	0	
ごうけい 合計	1,430,897	1,439,897	9,000	

《支出の部》

ひもく 費目	さいもく 細目	よざんがく えん 予算額 (円)	けつざんがく えん 決算額 (円)	さがく えん 差額 (円)	びこう 備考
かいぎ ひ 会議費	かいぎ ひ 会議費	5,000	4,950	50	
じむ ひ 事務費	しょうもつひん ひ 消耗品費	10,000	19,980	-9,980	印刷費合算
	いんさつ ひ 印刷費	10,000		10,000	
	つうしん ひ 通信費	2,500	2,940	-440	
	びひん ひ 備品費	2,000	0	2,000	
	しょうがい 小計	24,500	22,920	1,580	
かつどう ひ 活動費	じどうかつどうし えん ひ 児童活動支援費	200,000	199,948	52	
	きょういりきょうじょうたいさくひ 教育力向上対策費	100,000	76,145	23,855	
	みつりこか つどうひ 奉仕活動費	10,000	0	10,000	
	いいんかい かつどうひ 委員会活動費	5,000	2,900	2,100	
	たもたん ひ 保険費	30,000	0	30,000	
	ひろほう ひ 広報費	10,000	0	10,000	
	こうつう ひ 交通費	10,000	0	10,000	
	し かつどう ひ 市P活動費	10,000	0	10,000	
	ぶんとんきん 分担金	60,000	60,725	-725	
しょうがい 小計	435,000	339,718	95,282		
かんきょあんぜん ひ 環境安全費	かんきょせい いび ひ 環境整備費	80,000	82,020	-2,020	トイレモップ購入等
	ほけんあんぜん ひ 保健安全費	30,000	29,956	44	
	しょうがい 小計	110,000	111,976	-1,976	
ぎょうじ 行事	ぎょうじ とひ 行事費	180,000	109,376	70,624	
	きねんひん ひ 記念品費	150,000	136,240	13,760	
	つ た 積み立て	100,000	200,000	-100,000	150周年記念行事に向け
	しょうがい 小計	430,000	445,616	-15,616	
けいとむらひ 慶弔費	10,000	24,120	-14,120		
よびひ 予備費	416,397	0	416,397		
ごうけい 合計	1,430,897	949,300	481,597		

さしひきざんたか
差引残高

1,439,897
しゅうにゆうごうけい
(収入合計)

—

949,300
ししゅつごうけい
(支出合計)

=

490,597
くりこしきん
(繰越金)

月・日	会議及び行事	内 容
4月6日	入学式	・入学式出席（今年度は来賓辞退）
4月10日～14日	安全パトロール	・交通立ち番（登校の見守り）
4月19日	実行委員会	・役員選出・引継ぎ 総会について 他
4月26日	授業参観	・授業参観
	学級委員会	・PTA役員・がくねんだいひょうせんしゅつ ・PTA役員・学年代表選出
	PTA総会	・令和4年度事業報告及び会計決算報告 ・令和5年度役員選出 ・令和5年度事業計画案及び会計予算案承認
5月8日	第1回実行委員会	・PTA組織編成及び年間行事について 他
未定	学校給食試食会	・学校給食試食会（1年生保護者対象）
7月上旬	第2回実行委員会	・専門部報告 ・150周年記念式典について 他
8月	PTA作業	・未定
9月上旬	第3回実行委員会	・運動会 専門部報告 ・親子活動について 他
10月15日	和い輪いまつり	・和い輪いまつりイベントに参加
10月29日	運動会	・運動会の準備、運営、手伝い 等
11月上旬	第4回実行委員会	・専門部報告・人権研修・和い輪いまつりについて
11月25日	150周年記念式典	
1月上旬	第5回実行委員会	・専門部報告 ・次期役員選出について 他
未定	授業参観	・授業参観
未定	泉州国際マラソン	・泉州国際マラソンに協力
3月上旬	第6回実行委員会	・リサイクル・PTA総会について 他
未定	専門部活動	・第59号PTA新聞「赤い屋根」発行
未定	卒業式	・卒業式出席
未定	専門部活動	・標準服等リサイクル活動

かい けい よ さん あん
会 計 予 算 案

《収入の部》

ひ 費	もく 目	よ 予 算 額 (円)	び 備 考
	ぜんねんどくりこしきん 前年度繰越金	490,897	ぜんねんど 前年度より
	かいひ 会費	820,800	えん 200円×342×12ヶ月
	ざっしゅうにゅう 雑収入	0	りそく た 利息、その他
ごう 合	けい 計	1,311,697	

《支出の部》

費 目	細 目	予 算 額 (円)	内 容
かいぎひ 会議費	かいぎひ 会議費	5,000	かいぎ かか ひよう ゆちやようひんとう 会議に係る費用 (湯茶用品等)
じむひ 事務費	しょうもうひん 消耗品費	10,000	じむようひんとう 事務用品等
	いんさつひ 印刷費	10,000	ようし だい 用紙、インク代
	つうしんひ 通信費	2,500	ふうとう きつてとう 封筒、切手等
	びひんひ 備品費	2,000	じむようびひんとう 事務用備品等
	しょう けい 小 計	24,500	
かつどうひ 活動費	じどうかつどうしえんひ 児童活動支援費	200,000	としよかんけい がくしゅう しゃれい 図書関係、学習サポート謝礼、
	きょういくりせいじよないさくひ 教育力向上対策費	100,000	けんしゅう さんかひ こうししやきんとう けんきゅうよせきかんけい 研修 (参加費、講師謝金等)、研究書籍関係
	ほうしかつどうひ 奉仕活動費	10,000	P T A 作業、ボランティア活動等
	いいんかいかつどうひ 委員会活動費	5,000	かくいいんかいかつどうひ 各委員会活動費
	ほけんひ 保険費	30,000	P T A 安全会費
	こうほうひ 広報費	10,000	しんぶん がっこうしんぶんとう P T A 新聞、学校新聞等
	こうつうひ 交通費	10,000	かいぎ けんしゅうとう かか りよひ 会議・研修等に係る旅費
	し かつどうひ 市 P 活動費	10,000	しゃかいけんがくひ かいさんしきとう し かつどう かか ひよう 社会見学费、解散式等市 P 活動に係る費用
	ぶたんきん 分担金	60,000	し ぶたんきん 市 P 分担金
	しょう けい 小 計	435,000	
かんきょうあんぜん 環境安全費	かんきょうせい いびひ 環境整備費	80,000	えいげんかんけい びひん せつびひとう 営繕関係、備品、設備費等
	ほけんあんぜんひ 保健安全費	30,000	けんこう ほけんかつどうしえん あんぜんたいさくとう 健康・保健活動支援、安全対策等
	しょう けい 小 計	110,000	
ぎょうじひ 行事費	ぎょうじひ 行事費	180,000	うんどうかい にゅうがくしき そつぎょうしき そうかいとう 運動会、入学式、卒業式、総会等
	きねんひんひ 記念品費	150,000	かんしゃじょう そつぎょうきねんひんとう 感謝状、卒業記念品等
	つ た 積み立て	200,000	しゅうねん た 150周年積み立て
	しょう けい 小 計	530,000	
けいちょうひ 慶弔費	10,000	けいちょうまてい もと けいちょうひ 慶弔規定に基づく慶弔費	
よびひ 予備費	196,897		
ごう 合	けい 計	1,311,397	

泉佐野市立北中小学校PTA規約

第1章 名称

第1条 本会は北中小学校PTAと称する。

第2章 目的及び方針

第2条 本会は次のとおりの目的及び方針を持つ。

- 1, 児童の福祉増進のため家庭教育を向上し、社会教育の改善を計り、併せて学校教育が円満適正に実施得よう協力を行う。
- 2, 本会は、同じ目的を有する他の団体と協力する。
- 3, 本会は、純粹の教育団体の立場より、宗教的、政治的活動は行わない。ひたすら教育振興のため適切な運動を展開する。
- 4, 本会は、学校の教育方針や管理について不当に干渉しない。

第3章 会員

第3条 本会の会員は北中小学校児童の親又は保護者と当該学校の教職員とする。

第4条 本会の会員は第6章に定められた内容で役員、委員に選出された場合、その任をつとめなければならない。

第5条 選出後、本人からの辞退はできないものとする。

第4章 会計

第6条 本会の経費は、会費、事業収入及び自発的な寄附金をもって支弁する。

第7条 会費は1口200円とし、児童1人につき1口とする。ただし、家庭の事情により免除することができる。

第8条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 役員及び委員とその任期

第9条 本会の役員、委員は次の通りとする。

- 1, 会 長 1名 [保護者]
- 2, 副会長 2名 [保護者]
副会長のうち1名は、翌年引き続き、会長の任にあたる。
- 3, 書 記 2名 [保護者1名、教員1名]
- 4, 会 計 2名 [保護者1名、教員2名]
- 5, 会計監査委員 2名 [保護者]

第10条 本会役員及び委員の任期は1ケ年とする。また、一子一回の選出とする。ただし、自らの立候補による再任は妨げない。

第11条 本会は第9条の役員が学級委員を兼務し、加えて次の委員を選ぶ。

- 1, 学級委員・・・1学級2名とする
 - 2, 学年代表・・・各学年の学級委員より1名、役員以外から決める。
- 上記1, 2の任期は第10条に準ずる。

第6章 役員・委員の選出

- 第12条 1, 役員・委員の選出は原則として選出委員会を設け、選出委員会にて決定する。
- 2, 選出委員会の構成は実行委員が代行する。
- 3, すべての役員・委員の選出は立候補を優先する。
- 4, 選出委員会で決定できなかった役員・委員の選出は、各学級での紙上投票により学級委員を選出し、その中から役員、学年代表を選出する。その選出方法は、選出委員会に一任する。また、紙上投票の際には、選出委員会で決定された役員・委員についてはその旨を表出する。

第7章 総会及び各委員会

- 第13条 本会は目的遂行の為に次の構成にて各会議を会長又は各担当責任者が召集することができる。
- 1, 総会・・・原則として年1回4月に行い、その事前に全会員に案内を出し、欠席者は委任状の提出で会長に一任とみなし、議事を開くことができる。
委任状の未提出者は白紙委任とする。決議は出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところにより承認されたものとする。
- 2, 実行委員会・・・第5章第9条の役員・委員と第5章第11条1, 2の委員と教職員とで構成し、総会で承認された計画の企画実行をする。
- 3, 各種の委員会は、役員及び委員で組織し、その必要に応じて実行委員会の承認を得、組織し、会長が任命する。任命された会の長は、その任務を果たすと共にその現況を会長に報告すること。

第8章 役員・委員の任務

- 第14条 1, 会長は会を代表し、総会・委員会にて全ての集会の報告を受け任務の遂行をする。
- 2, 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は代理をし、総会・実行委員会の議長をする。
- 3, 書記は全ての会合の記録及び各種会合の通知をし、総会で事業報告をする。
- 4, 会計は本会の金銭の受け払いを行い総会にて報告し、会計監査はその受け払いの適格を監査し総会で報告する。
- 5, 学級委員は各学級の、学年代表は各学年との連絡、親睦に努める。

第9章 個人情報保護

- 第15条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第10章 経費運営の委託

- 第16条 校長は学校運営のため、本会から委ねられた経費の使途については、各項目の流用は差し支えなくも常に使途管理に注意し、会計に対し正確な報告をしなければならない。

第11章 附則

- 第17条 1, 本規約は必要に応じて実行委員会で改正出来るも必ず総会の承認を得ること。
- 2, 本規約に記載のない事項は、その都度第5章第9条に定める役員、委員にて協議する。
- 3, 本規約は平成24年4月25日に改正し、同日より施行する。
- 4, 本規約は平成26年4月22日に改正し、同日より施行する。
- 5, 本規約は平成27年4月21日に改正し、同日より施行する。
- 6, 本規約は平成31年4月25日に改正し、同日より施行する。

泉佐野市立北中小学校PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 泉佐野市立北中小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第 11 条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 12 条 個人情報を第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 13 条 第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第 14 条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 15 条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第 16 条 本会は、PTA 役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 17 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 18 条 本会の「泉佐野市立北中小学校 P T A 個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、平成 31 年 4 月 25 日より施行する。

PTA 慶弔規定

泉佐野市立北中小学校 PTA

1・一般会員の場合

学校代表・PTA 会長・役員・実行委員・当該学級委員が会葬し、門楹一对と香料5,000円をおくる。

2・役員・実行委員の場合

学校代表・PTA 会長・役員・実行委員・当該学級委員が会葬し、門楹一对と香料5,000円をおくる。

同居家族の場合は、香料3,000円をおくり、学校代表・PTA 会長・役員・実行委員・当該学級委員が会葬する。

3・学級委員の場合

学校代表・PTA 会長・役員・実行委員・当該学級委員が会葬し、門楹一对と香料5,000円をおくる。

同居家族の場合は、香料3,000円をおくり、学校代表・PTA 会長が会葬する。

4・児童の場合

学校代表・PTA 会長・役員・実行委員・当該学級委員が会葬し、門楹一对と香料5,000円をおくる。

5・職員の場合

本人の場合は、PTA 会長・役員・実行委員・当該学級委員が会葬し、門楹一对と香料5,000円をおくる。

同居家族の場合は、香料3,000円をおくり、学校代表・PTA 会長・役員・実行委員・当該学級委員が会葬する。

6・その他の場合

役員において決定するものとする。

7・当該地区の慣習により、門楹が拒否される場合は、同等の香料をする。

8・実施期日

平成 5年5月 6日改正、同日より実施する。

平成 7年5月 6日改正、同日より実施する。

平成16年4月28日改正、同日より実施する。

平成27年4月21日改正、同日より実施する。